

矢作川水系河川整備計画  
たたき台（骨子）

# 矢作川水系河川整備計画構成(案)

## 現状と課題

治水、利水・利用、環境、維持管理

## 計画対象区間(案)・計画対象期間(案)

政令第10条の3項、一

## 河川整備計画の目標(案)

治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理の目標

政令第10条の3項、一

## 河川工事及び河川の維持の目的、種類(整備メニュー)(案)

治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理

なお、施行の場所については次回別途提示する

政令第10条の3項、二

附 図

### 【計画対象区間(案)】

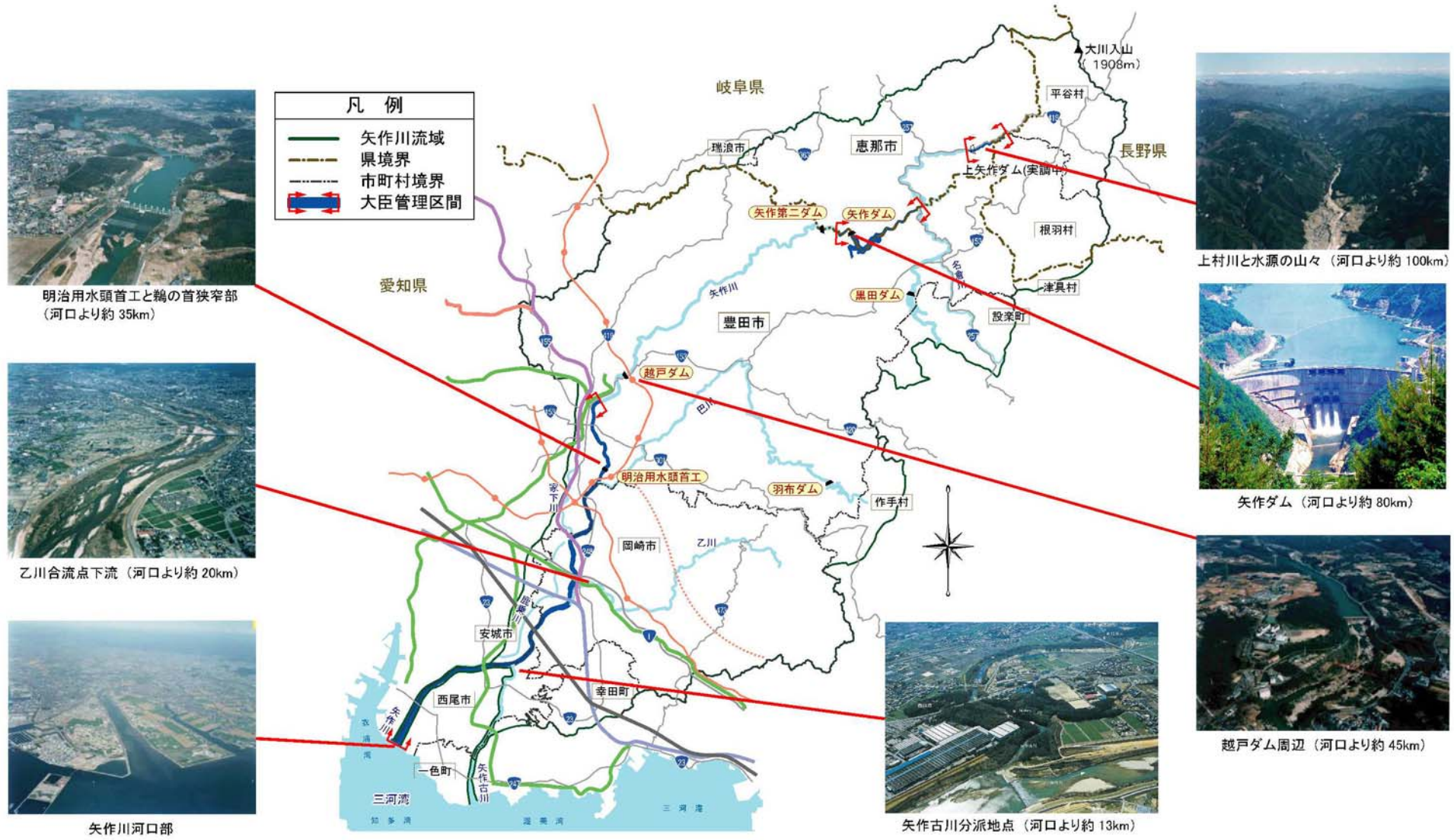
指定区間外区間(大臣管理区間)並びに、  
本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要が  
ある指定区間及び流域とする。

### 【計画対象期間(案)】

河川整備の当面の目標となる対象期間は概ね  
30年とする。

# 河川整備計画の目標(案)

## 矢作川流域図



明治用水頭首工と鶴の首狭窄部 (河口より約 35km)



乙川合流点下流 (河口より約 20km)



矢作川河口部



上村川と水源の山々 (河口より約 100km)



矢作ダム (河口より約 80km)



越戸ダム周辺 (河口より約 45km)



矢作古川分派地点 (河口より約 13km)

## 治水の目標(案)

### 【現況施設能力】

➤河道で約 $3,300\text{m}^3/\text{s}$ ※<sup>1</sup>(最小流下能力地点の岩津基準地点(約29k)換算) ※1.HWL評価

➤ダムで約 $500\text{m}^3/\text{s}$ ※<sup>2</sup>(岩津基準地点:約29k地点)

※2.東海(恵南)豪雨の実績流量を、矢作ダムの治水容量で調節する時の再現計算値  
但し、矢作ダムはピーク発生前に治水容量を使い果たす

### 【考えられる選択肢】

1. 現状のまま【河道約 $3,300\text{m}^3/\text{s}$ +ダム約 $500\text{m}^3/\text{s}$ 】

1-1.河道もダムも整備もしない

(戦後最大洪水(平成12年9月)【約 $6,200\text{m}^3/\text{s}$ ・ダム戻し流量】が流下すると全川的に浸水被害が発生する恐れがある)

2. 戦後最大洪水(平成12年9月)【岩津基準地点約 $6,200\text{m}^3/\text{s}$ 】を安全に流下させる

2-1.河道改修と矢作ダムの有効活用をする

2-2.河道改修と矢作ダムの有効活用と上矢作ダムを整備する

3. 基本方針流量【岩津基準地点: $8,100\text{m}^3/\text{s}$ 】を計画高水位以下で安全に流下させる

3-1.河道、矢作ダムに加え、新たな施設を整備する

### 【現時点での河川管理者としての選択】

#### 2-1を選択

➤社会経済上の重要性と、財政の制約、治水事業効果の早期発現、現在の技術レベルでの環境負荷の大小を勘案し、戦後最大規模の洪水(平成12年9月洪水)の実績を目標流量として、河道改修と矢作ダムの有効活用を行うこととし、上矢作ダムの整備を見送る

河川整備計画の目標(案)

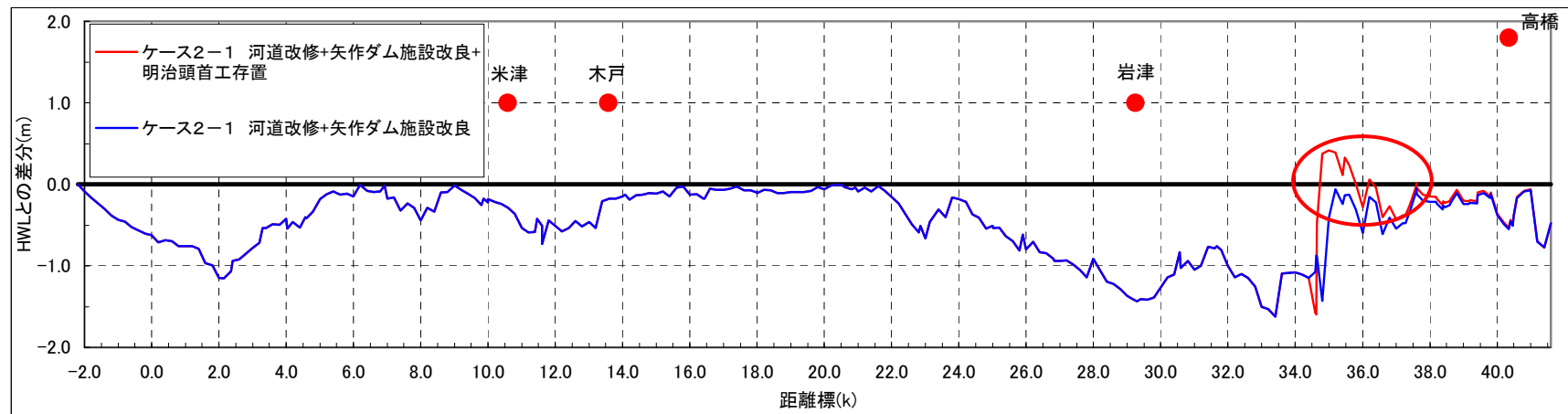
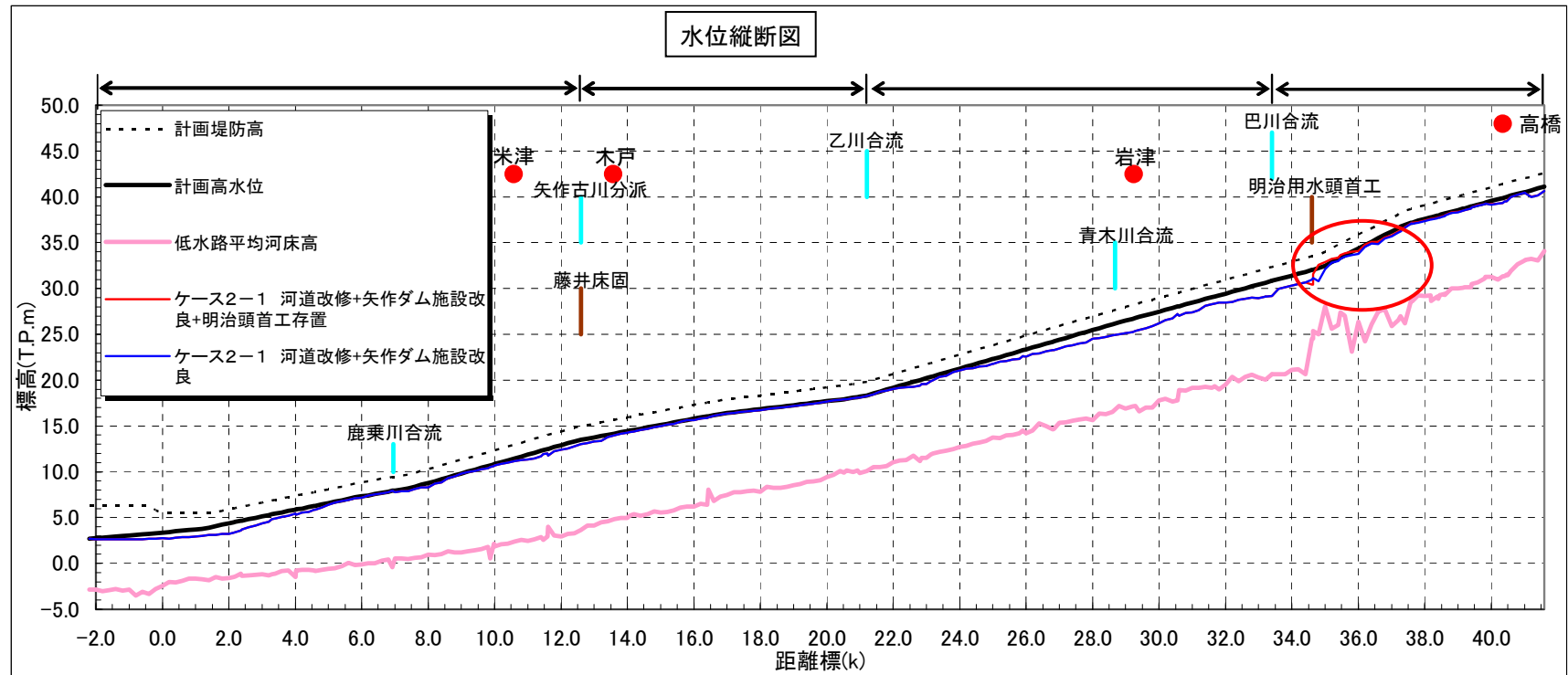
治水の目標(案)

〈治水の目標〉岩津地点にて、戦後最大相当の洪水を安全に流下させる

ケース	2-1	2-2
		河道改修+矢作ダム施設改良
実施方針	河道改修と矢作ダムの放流施設の増強を行う	河道改修と矢作ダムの放流施設の増強と上矢作ダムの整備を行う
治水面 (河道・ダム配分流量)	岩津 (河道5,600m <sup>3</sup> /s+ダム600m <sup>3</sup> /s)	岩津 (河道5,200m <sup>3</sup> /s+ダム1,000m <sup>3</sup> /s)
確保流量	2.4 m <sup>3</sup> /s	5.0 m <sup>3</sup> /s
(利水安全度※1)	(1/3)	(上矢作ダムによる不特定補給により1/10程度)
社会面	・河道掘削に伴う工事車両の通行などにより、沿川地域への影響が生じる	・河道掘削に伴う工事車両の通行などにより、沿川地域への影響が生じるが少ない。 ・ダム建設による水没により、地域社会への影響が生じる。
環境面	・河道改修による環境の改変が生じるが少ない。 ・鵜の首地区の開削による景観の改変が生じる。	・ダム建設によるダム周辺地域の環境の改変が生じる。 ・鵜の首地区の開削による景観の改変が生じる。
経済面	約1,000億 約500億※2 ※2:全面改築が必要な明治頭首工を存置した場合の整備計画目標流量に対する水位上昇は堀込み区間の一部にとどまり、これによる家屋への浸水被害は生じないことから、明治頭首工の改築を除いた事業費	約1,300億

※1:利水安全度は実需要量に対する評価

明治用水頭首工を存置した場合、目標流量に対する水位上昇が掘込み区間の一部で生じるが家屋への浸水被害は生じない



## 治水の目標(案)【危機管理】

- 矢作川水系では、計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、甚大な被害が発生する恐れがある。
- これらの被害を軽減するため、河川管理者として危機管理の目標をどのように設定すべきか。

### 【現時点での河川管理者としての目標】

- 計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助、共助、公助の精神のもと、関係機関や地域住民等と連携して推進し、被害を軽減させる。



# 治水の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)

## I 水位低下対策

- ①河道掘削・樹木伐開
- ②横断工作物の改築 — 橋梁改築
- ③古川分派堰の建設
- ④矢作ダムの有効活用による洪水調節能力の強化

## II 堤防強化

- ①洪水の通常的作用に対する安全性の強化
  - 堤防整備
  - 護岸整備(低水・高水)
  - 浸透対策
- ②地震対策の推進

## III 危機管理対策

- ①通信機器整備等による情報伝達体制の充実
- ②河川防災ステーション等の整備
- ③広域防災ネットワークの構築
- ④堤防天端幅の確保、車輛交換場の整備

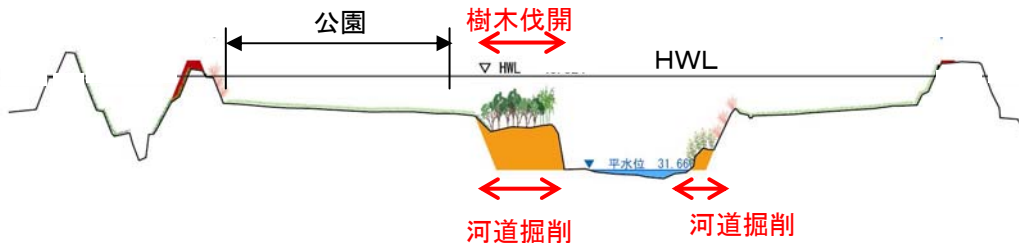
### I 水位低下対策

#### ■河道掘削、樹木伐開

・河川の断面(河積)を大きくすることにより、より多くの洪水を流下させる。

#### 河道掘削、樹木伐開

アユの産卵床や公園利用に配慮し、可能な限り平水位以上の断面の掘削を行う

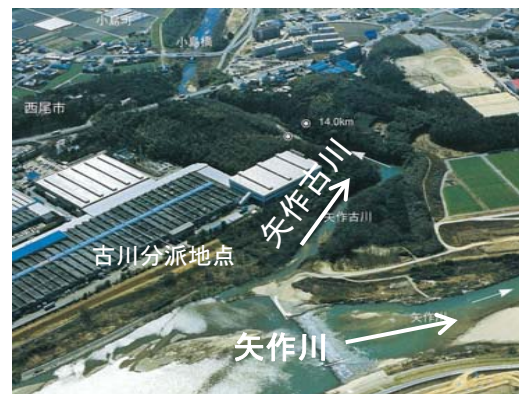


#### 鶉の首地区の河道掘削



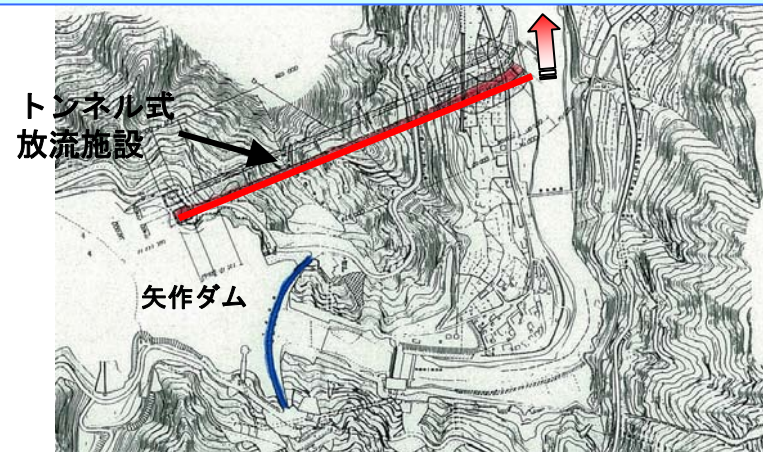
#### ■古川分派堰の建設

- ・愛知県の全体計画では、分派量 200m<sup>3</sup>/sとし、ため池、遊水池によって洪水を調節するよう計画され、整備が進められている。
- ・平成12年9月洪水時には、計画分派量を上回る約600m<sup>3</sup>/sが分派した。
- ・整備計画においても県計画との整合を図り、分派量を200m<sup>3</sup>/sとし、分派堰建設により計画的な分派を図る。



#### ■矢作ダムの有効活用による洪水調節能力の強化

- ・矢作ダムの治水機能の健全化を図るため、既設矢作ダムの放流施設を増強する。

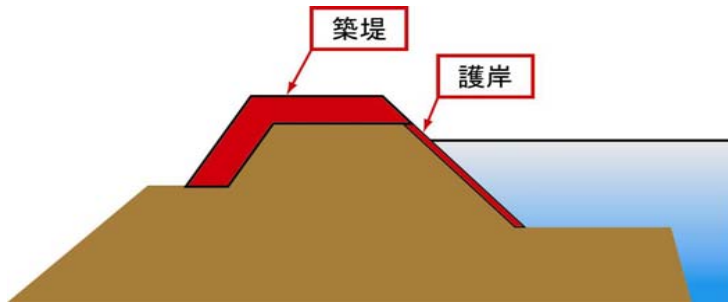


II 堤防強化

■ 洪水の通常的作用に対する安全性の強化

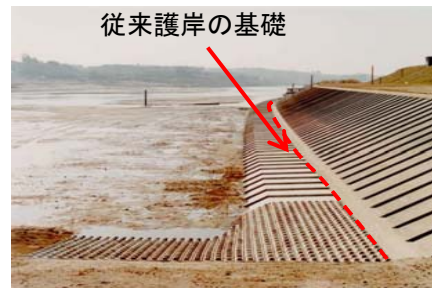
堤防整備

- ・堤防の高さや幅が不足している箇所についてはそれを満たすように堤防の整備を行う。



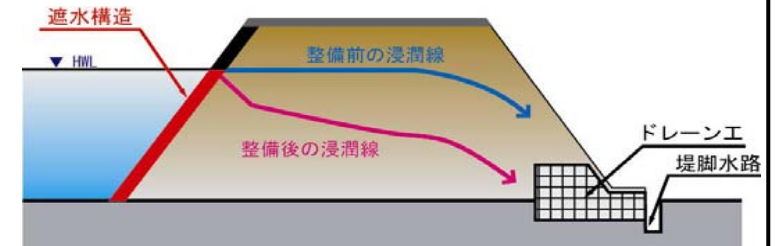
護岸整備

- ・河床低下及び局所洗掘により既設護岸の根入れ不足が生じている箇所については、根継ぎを実施する。

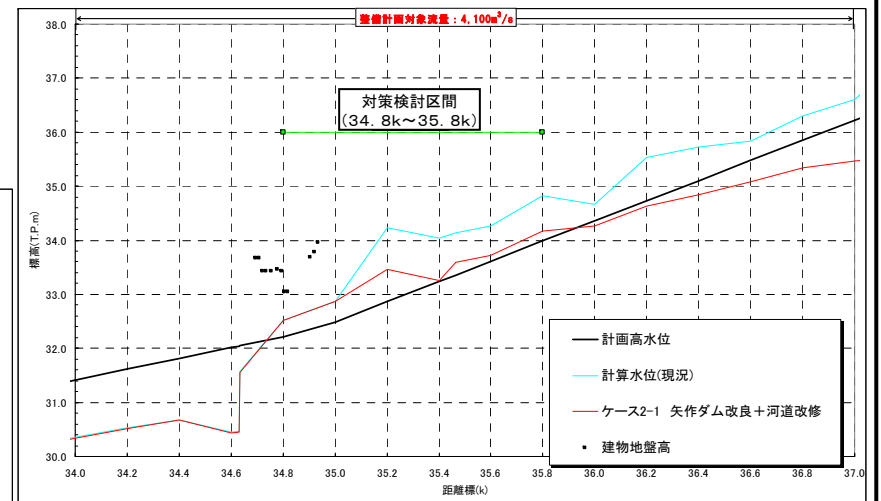
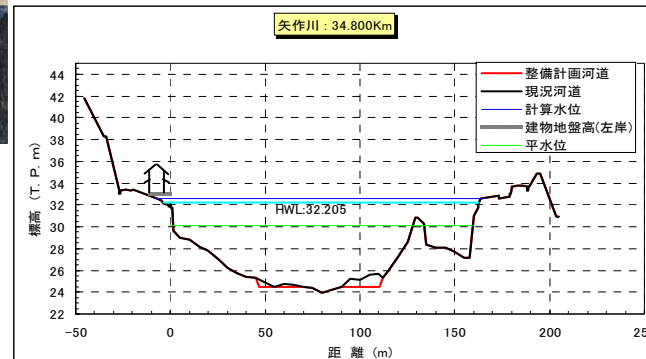


浸透対策

- ・堤防の浸透に対する点検結果を踏まえて浸透に対する安全性が確保されていない箇所について浸透対策を実施する。



- ・水位上昇が生じる掘込み河道区間については、今後対策を検討していく。



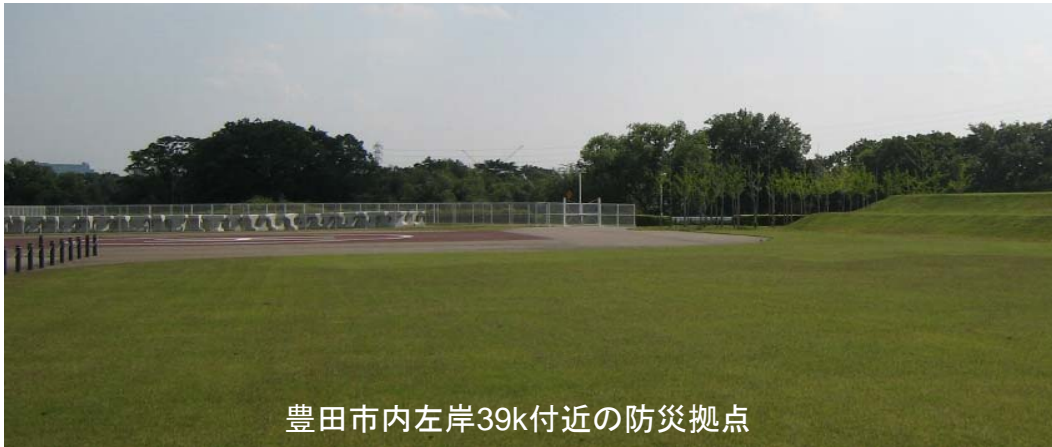
Ⅲ 危機管理対策

■情報機器整備等による情報伝達体制の充実

- ・洪水時における河川状況を把握するため、必要な箇所には河川監視用カメラを設置するとともに、情報伝達の迅速化や大容量化、事故による断線に対応する。

■河川防災ステーション等の整備

- ・洪水時における水防活動の拠点として、浸水想定区域内の資産や被害額、水防重要箇所等を考慮してヘリポートや備蓄土砂を備えた防災拠点を整備する。

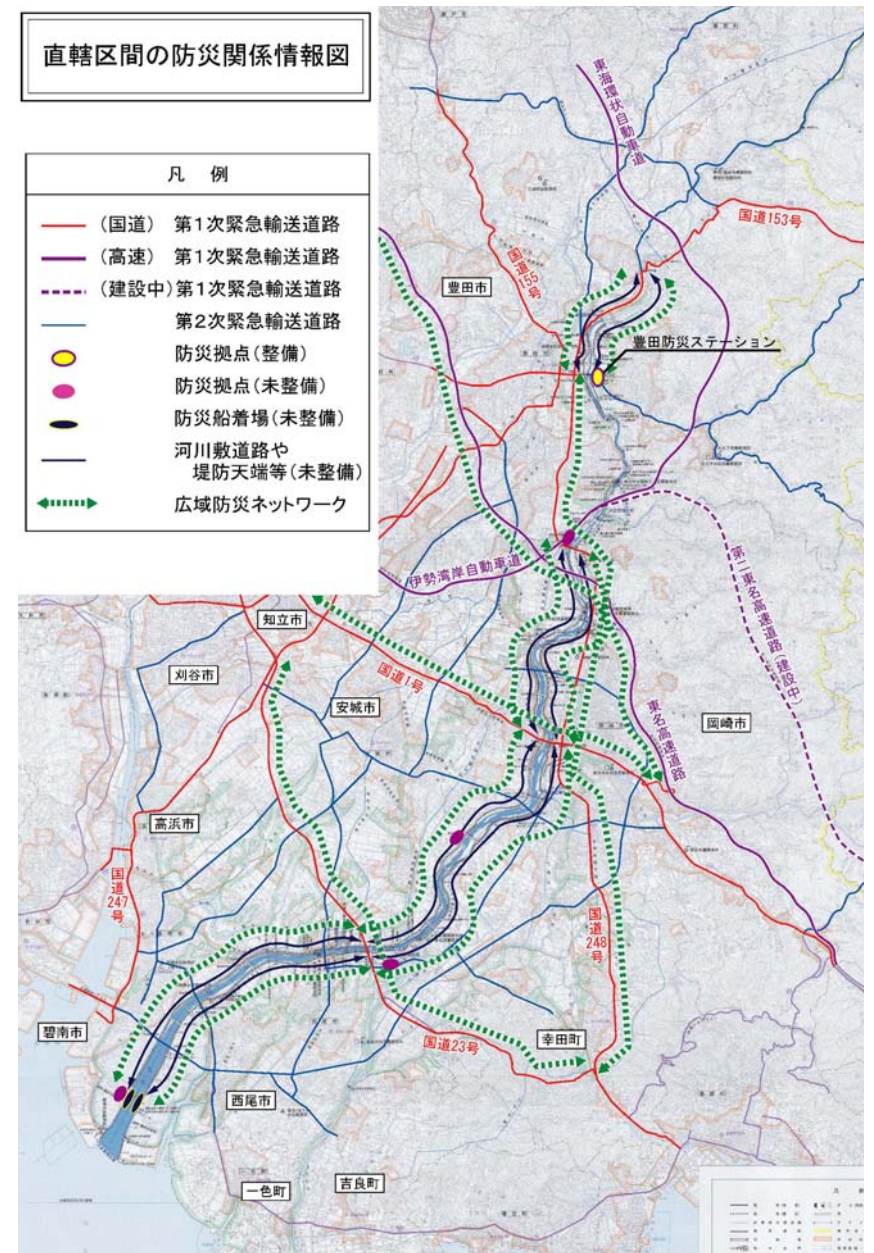
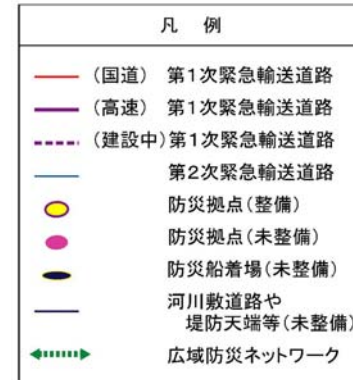


豊田市内左岸39K付近の防災拠点

■広域防災ネットワークの構築

- ・防災拠点、河川敷道路や堤防天端、防災用船着場等の整備を行うとともに、これらの施設と沿川の自治体が指定している緊急輸送路等を結ぶ防災ネットワークの構築を図る。

直轄区間の防災関係情報図



## 利水の目標(案)

### 【実績の渇水流量(岩津地点)】

➤ 1/10規模の渇水時の流量 約2.4m<sup>3</sup>/s(実績値)

### 【目標とする正常流量(=維持流量):岩津地点】

➤ 動植物の生息 約7.0m<sup>3</sup>/s

### 【考えられる選択肢】

1. 維持流量は現状のまま

1-1. 既存施設のみで対応 ……既設矢作ダムにより渇水時に[2.4m<sup>3</sup>/s]

2. 維持流量の一部を回復

2-1. 水利用の合理化を推進と併せて 既存施設の利活用を図る [+α]

(既設矢作ダムの弾力運用により渇水時に[4.15m<sup>3</sup>/s]ただし6/1~10/15間で確保に努める)

2-2. 2-1と、さらに上矢作ダムを整備する

……上矢作ダムにより渇水時に[5.0m<sup>3</sup>/s]

3. 維持流量の回復

3-1. 2-2.と、さらに新たな施設を整備する

……新たな施設により渇水時に[7.0m<sup>3</sup>/s]

### 【現時点での河川管理者としての選択】

#### 2-1を選択

➤ 水利用の合理化を推進すると共に既存施設の利活用を図ることにより、維持流量の一部を回復する。

## 利水の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)

### I 河川水の適正な利用

- ① 水利用の情報提供
- ② 水利用の合理化の推進、慣行水利権の許可化の推進

### II 流水の正常な機能の維持

- ① 水利用の合理化の推進
- ② 既存施設の利活用の推進

### III 渇水時における対策の推進

- ① 渇水時の情報提供・情報伝達体制を整備
- ② 水利使用者相互間の水融通の円滑化を推進
- ③ 関係機関、利水者と連携し節水対策強化の推進

I 河川水の適正な利用

水利用の情報提供

- ・水量の監視を行うとともにインターネット等を活用し情報の提供を図る

矢作ダム運用状況(2008年6月20日時点)速報値(暫定値)

項目		9時現在
矢作ダム諸量	矢作ダム24時間流域平均雨量(mm)	8.8
	矢作ダム水位(m)	290.53
	利水用総貯水量(m <sup>3</sup> )	38,900,000
	弾力的運用貯水量(m <sup>3</sup> )	1,070,000
	全放流量(m <sup>3</sup> /s)	27.20
	【1】農業用水用(m <sup>3</sup> /s)	-
	【2】上水道用(m <sup>3</sup> /s)	-
	【3】河川(岡崎市岩津地点)試行補給量(m <sup>3</sup> /s)	0.00

矢作ダムホームページ  
<http://www.cbr.mlit.go.jp/yahagi/>

水利用の合理化の推進

- ・既存施設の有効利用を促進させる
- ・生活排水や工業排水の再生利用等の促進を図る
- ・許可水利権については使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態の変化を踏まえて水利権の見直しを行うとともに慣行水利権の許可化を進める

浄化槽転用等\*に関する補助制度のある市町村(H19.4 現在)

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、大府市、知立市、高浜市、東郷町、東浦町、幡豆町、幸田町



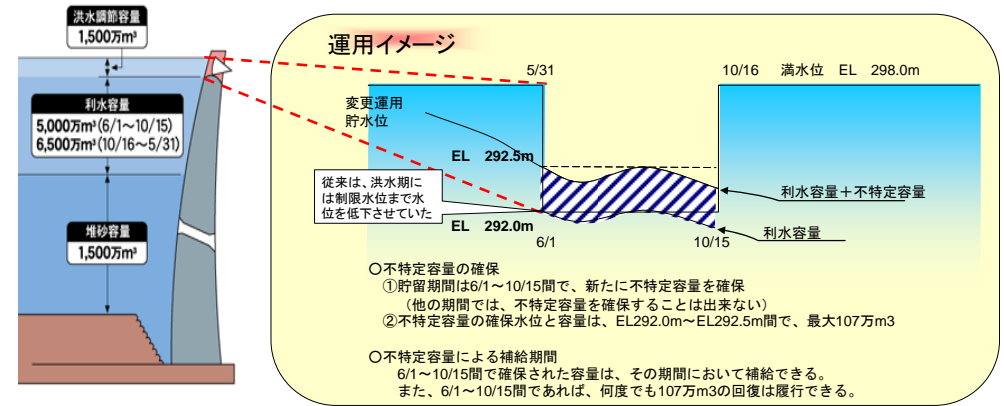
\*: 下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置して、浸水対策のみでなく水の有効利用を図る。

出典：西三河地域水循環再生行動計画 (H20.3)

II 流水の正常な機能の維持

既存施設の利活用の推進

- ・既存ダムの弾力運用に努める



矢作ダムの洪水調節に支障を及ぼさない範囲で流水を貯留(最大107万m<sup>3</sup>)し、ダム下流の河川環境の向上を図る目的で、これを適切に放流する試験的運用を行っている

III 渇水時における対策の推進

水利使用者相互間の水融通の円滑化を推進

- ・矢作川水利調整協議会により水利使用調整を図る

設立	昭和46年
目的	・矢作川水系における水利の実態を総合的に把握し、水利を一貫とする合理的な水利用の方策について協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。
構成機関	国土交通省中部地方整備局 東海農政局 中部経済産業局 愛知県 愛知県企業庁 岡崎市
	明治用水土地改良区 豊田土地改良区 矢作川沿岸土地改良区連合 矢作川北部土地改良区連合 中部電力株式会社

## 環境の目標(案)

「砂州が卓越する河川の中で、白い砂礫河原、樹林、河口部のヨシ原、干潟などによって多様な動植物の生息・生育環境が形成され、また流域の人々に親しまれる川」を目標に、自然環境等に配慮した川づくりを目指す。

### 【現時点での河川管理者としての目標】

- ▶ 治水安全度を確保しつつ、生物の生息・生育場として配慮すべき場所、または矢作川らしさを代表する場所については、良好な河川環境や景観の保全に努める。
- ▶ 良好な景観の維持・形成、人と河川との豊かなふれあいの確保などについては、必要に応じて、特定の機能を課した空間設定を行うなど、河川空間のゾーニングを行うとともに、河川愛護活動や自然体験活動等の支援、住民参加による河川管理を推進し、人と川との関係の再構築に努める。
- ▶ 矢作ダムにおいては、ダム下流域への土砂供給を行うとともに、冷濁水の影響を緩和するように努める。
- ▶ 森・川・海等とのネットワークに配慮し、流域一体となって、生態系の多様性の維持に資する河川環境の保全と再生に努める。
- ▶ 矢作川が閉鎖性水域である三河湾への流入河川の一つであることも踏まえ、健全な水・物質循環の構築を目指し、関係機関と連携して流域全体の社会生活に起因する汚濁負荷量の低減に努めて、さらなる水質の改善を目指す。



# 環境の主な整備メニュー(案)

## 河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)

### I 動植物の生息地、生育地の保全

### II 良好な景観の維持・形成

### III 良好な水質の維持

### IV 人と河川との豊かなふれあいの確保

- ① 干潟・ヨシ原の保全・回復
- ② 砂州と砂礫底の保全・回復
- ③ 樹林の多様性の向上
- ④ 緩流環境の復元
- ⑤ 生物の移動性の確保

- ① 水質の監視・保全
- ② 水質事故への対応
- ③ 濁水・低水温対策

- ① 河川敷利用の促進
  - ② 水域利用
  - ③ 兼用道路の解消
  - ④ 水源地域ビジョンの推進
- 水面の利用
  - 水辺の利用

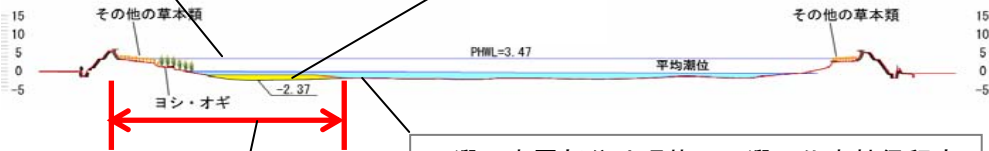
I 動植物の生息地、生育地の保全

■干潟の保全・回復

- ・シギ・チドリ類の渡来地であり、水質浄化が期待できるアサリなどの二枚貝の生息場所となっている3.0kより下流の干潟について、周辺の干潟形状を参考にして干潮位と満潮位の間に盛土を行って干潟を保全・再生する。

水際のヨシ原は保全し、ヨシ原と干潟の一体的な環境を再生

干潮位と満潮位の間に地盤高まで盛土を行って干潟を再生。



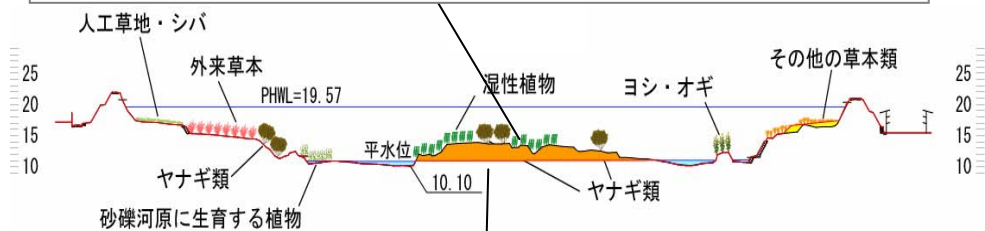
鳥類のための緩衝機能を働かせるため、堤防からの距離を広く取る。

干潟の表層部分は現状の干潟の代表粒径程度とし、基盤部は年平均最大流量時に相当する掃流力に対しても流されない粒径とする。

■砂州の保全・回復

- ・コアジサシの良好な繁殖場
- ・砂州は矢作川の特徴
- ・中州の表土を剥取り砂州を回復

中州の比高差のある地盤を掘削し、冠水頻度を高めて植物の生育しにくい環境として砂州を再生する。

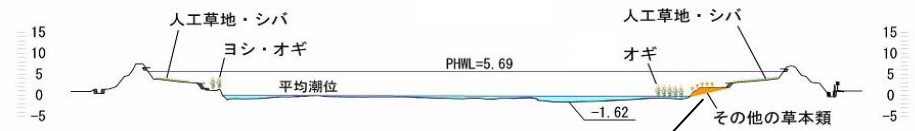


周辺の陸域と切り離された広い中州を砂礫河原にすることによって、外敵の侵入を防ぎ、コアジサシの産卵場としての適性を高める。

■ヨシ原の保全・回復

- ・河口付近のヨシ原は干潟と一体となってカニ類、貝類、塩性植物の生息・生育地、鳥類の繁殖地となっているので、地盤の切り下げにより再生し、現存するヨシ原と連続性を持たせて保全・再生する。

下流側のヨシ原と連続性をもたせてヨシ原を再生することによって、より大きなヨシ原とし、オオヨシキリ等の生息場としての適性を高める。



低水路部の比高差ができた地盤を切り下げて冠水頻度を高め、ヨシが生育しやすい環境を再生する。

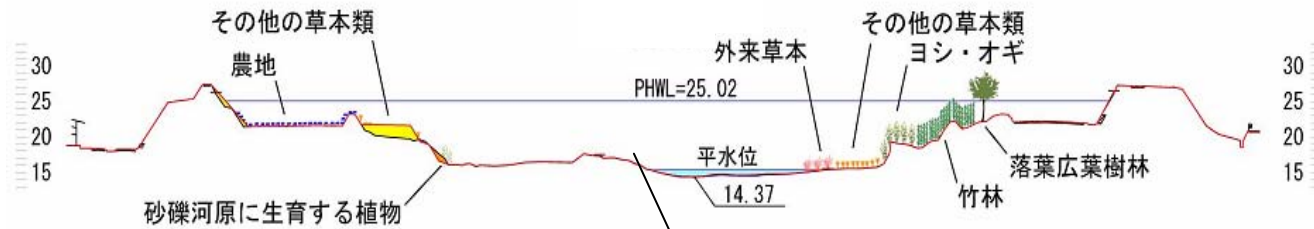
■砂礫底の保全・回復

- ・スナヤツメやキイロヤマトンボ等の生息場として機能
- ・上流の矢作ダムとの連携によって土砂供給を促し砂礫底を回復

I 動植物の生息地、生育地の保全

■ 樹林の多様性の向上

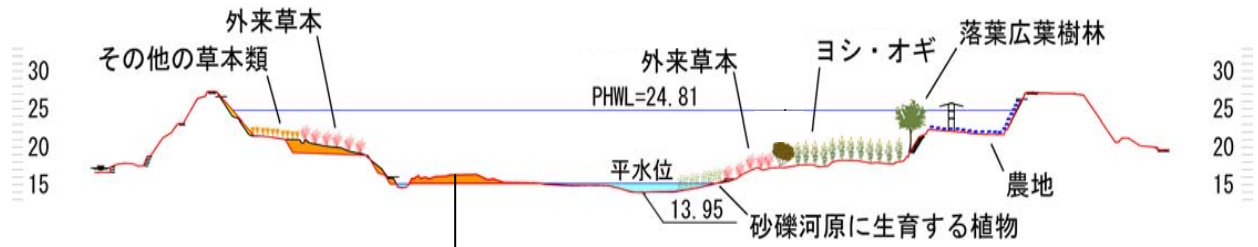
- ・ 竹林や柳が拡大
- ・ 密生化して広葉樹林等を駆逐
- ・ 樹木が全体として単調化する傾向
- ・ 落葉広葉樹に隣接した竹林や柳を伐採して魚付林等の広葉樹林を保全



落葉広葉樹林に接する竹林を伐採し、落葉広葉樹を保全・回復する。

■ 緩流環境の復元

- ・ 淡水魚・両生類の産卵場等として機能
- ・ 陸化した高水敷を切り下げ、冠水頻度を高めて攪乱の中で緩流環境ができる場を再生



陸化した地盤を切り下げ、冠水頻度を高めて攪乱の中でワンドができる場を再生する。

■ 生物の移動性の確保

- ・ 関係機関と調整しながら床固めや堰等の魚道の設置、改良により移動性を確保

## Ⅱ 良好な景観の維持・形成

○砂州、干潟等の回復、竹林の伐採等を行うことにより、矢作川の河川景観の基調となる自然的な景観の回復

○視点場となる環境の整備、河川周辺の歴史的な空間との一体的な河川整備等



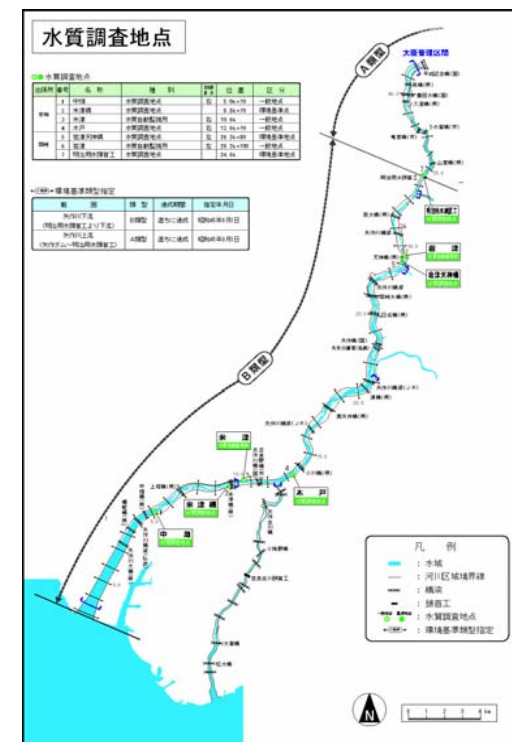
保全の対象となる干潟やヨシ原

## Ⅲ 良好な水質の維持

- 定期的な水質調査及び定点的な水質監視の継続
- 水質に関して広く情報提供を行い、水質改善の啓発
- 関係機関や地域住民との連携のもと、流域一体となった汚濁負荷量の低減
- 矢作ダム湖におけるモニタリングの継続。必要に応じて適切な対応
- 濁水対策、低水温対策の実施。
- 河川巡視や地域住民からの情報入手など日常的な取組みを強化。水質事故の発生を最小限化。
- 水質事故対策訓練の継続的な実施。水質事故対策の技術の向上、対策資機材の準備。
- 事故発生時には、「豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する関係機関と連携。
- 事故状況、被害状況及び原因把握の情報の迅速な伝達と的確な対策を行い、被害の拡大防止を図る。

### 豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会

目的	・豊川・矢作川水系の河川及び水路に係わる河川水質汚濁対策に関する各機関相互の連絡調整を図る
主な活動内容	・水質に関する調査、資料の整理、保存 ・緊急時の連絡を円滑にするための調整 ・水質の常時観測態勢に関する連絡調整 ・水質汚濁緊急対策の推進に必要な業務
構成機関	国土交通省中部地方整備局 東海農政局 愛知県 岐阜県 長野県 沿川13市町村



Ⅳ 人と河川との豊かなふれあいの確保

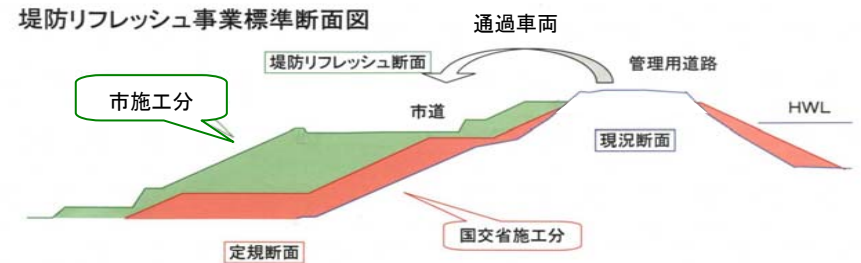
■ 河川敷利用の促進・水域利用

○豊田市と連携して、自然とふれあうことのできる親水性の高い護岸などの整備を行う。

■ 兼用道路の解消

○自治体と連携した「堤防リフレッシュ事業」により、堤防天端における兼用道路の解消が可能。

堤防リフレッシュ断面のイメージ



堤防リフレッシュ事業  
(左岸19.0k付近)

■ 水源地域ビジョンの推進

○水源地の自立的、持続的な活性化を図るために策定された行動計画(水源地域ビジョン)に基づき、矢作ダム水源・源流の人々の交流・連携によりその実施に努める。



ダム水源地域ビジョン  
(ダム見学)



古川水辺公園



矢作緑地

## 総合土砂管理の目標(案)

### 【現状】

- 矢作ダム堆砂量: 計画堆砂量1,500万m<sup>3</sup>を越える堆砂(現況堆砂量1,550万m<sup>3</sup>)
- 砂州・干潟の減少、河床材料の粗粒化、河道の樹林化

### 【現時点での河川管理者としての目標】

- 矢作ダムにおいて排砂機能を確保するとともに流砂系の回復を促進する。  
また、継続的なモニタリングにより土砂動態及び土砂流下による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、上流から海岸までを含めた順応的な土砂管理を推進する。

# 総合土砂管理の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)

- I 土砂生産域での取り組み — ①豪雨時の崩壊・土砂流出の抑制・防止、平常時の安全な土砂流出(関係機関との連絡・調整)
- II ダムでの取り組み
  - ①矢作ダム堰堤改良
  - ②土砂移動の連続性の確保(横断工作物の管理者との連絡・調整)

└─ ダム有効容量の確保  
└─ 排砂バイパス
- III 河道での取り組み
  - ①河口干潟、砂州の再生
  - ②砂礫底の回復
- IV 海岸での取り組み — ①干潟の再生(海岸管理者との連携・調整)
- V 土砂移動実態の解明に向けたモニタリング・検討
  - ①河床変動、樹木等の監視・モニタリング
  - ②排砂施設関連モニタリング(河床変動、環境)
  - ③土砂移動実態解明に向けた検討
  - ④自然の営力を用いた土砂移動の調査・検討

I 土砂生産域での取り組み

土砂流出抑制・防止(砂防施設整備)

○洪水時の急激な土砂流出を防止するとともに、必要な土砂供給を図るため、関係機関との調整・連絡を行う。

II ダムでの取り組み

矢作ダム堰堤改良(排砂バイパス)

○矢作ダムの堆積土砂を下流へ排砂するための施設を設置する。  
○排砂施設の規模、運用方法及び下流河川への影響については、調査・検討を行った上で、実施する。

土砂移動の連続性の確保

○土砂移動の連続性の観点から、横断工作物付近から下流へ土砂を供給する方策を管理者と連携・調整し、実施する。

III 河道での取り組み

河口干潟・砂州の再生・創出

○河口部において、過去に消失した干潟の再生を図る。  
○中州の掘削により冠水頻度を高め、砂州の再生を図る。  
○土砂移動による再生箇所の継続的な保全などについて、モニタリング、検討を行う

砂礫底の回復

○土砂の供給により、矢作川本来の姿である砂礫底の回復を図る。

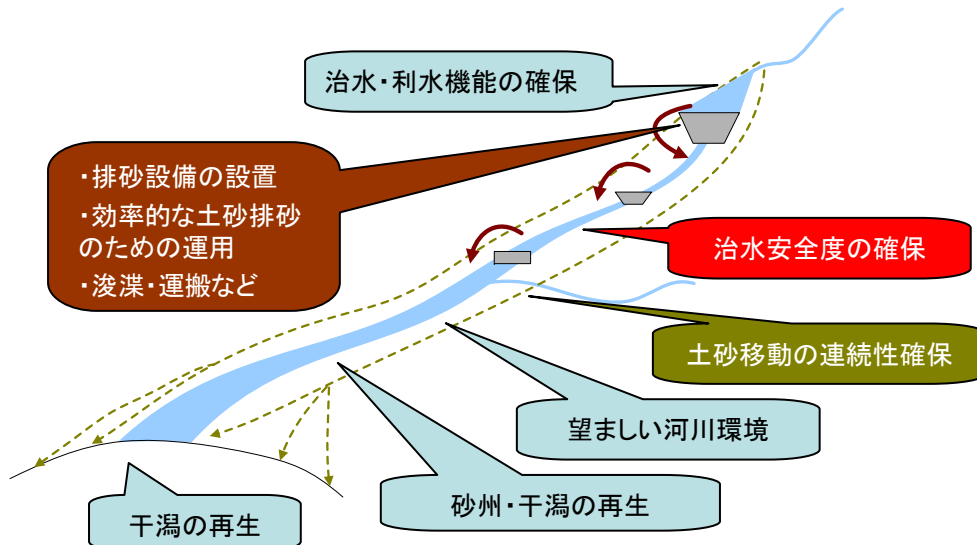
IV 海岸での取り組み

干潟の再生

○海岸管理者等と連携し、海域への土砂供給の向上により干潟の再生を図る。

V 土砂移動実態の解明に向けたモニタリング・検討

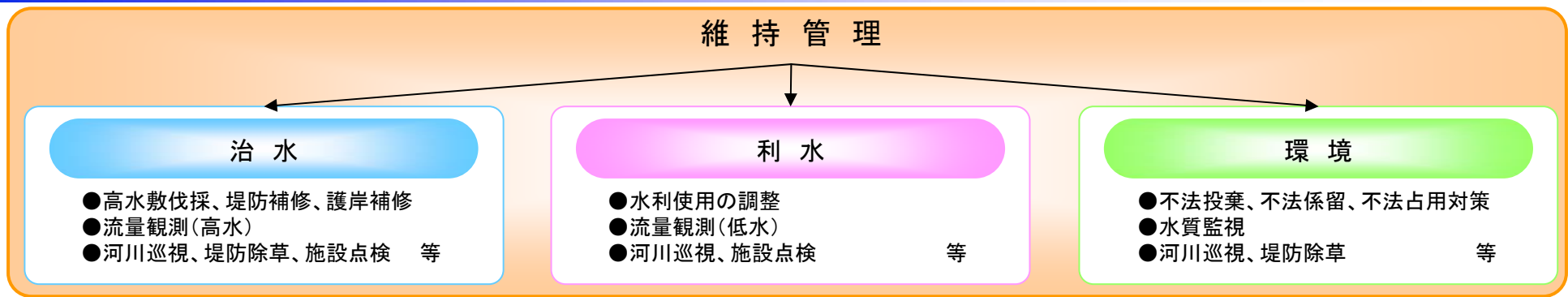
○経年的な河床変動、樹林化の進行状況、ダムの堆砂状況、ダムの排砂施設の機能等のモニタリング調査を実施し、土砂の流出、堆積、浸食、移動、河川環境に与える影響に関するデータを蓄積して、土砂移動のメカニズムを明らかにする。



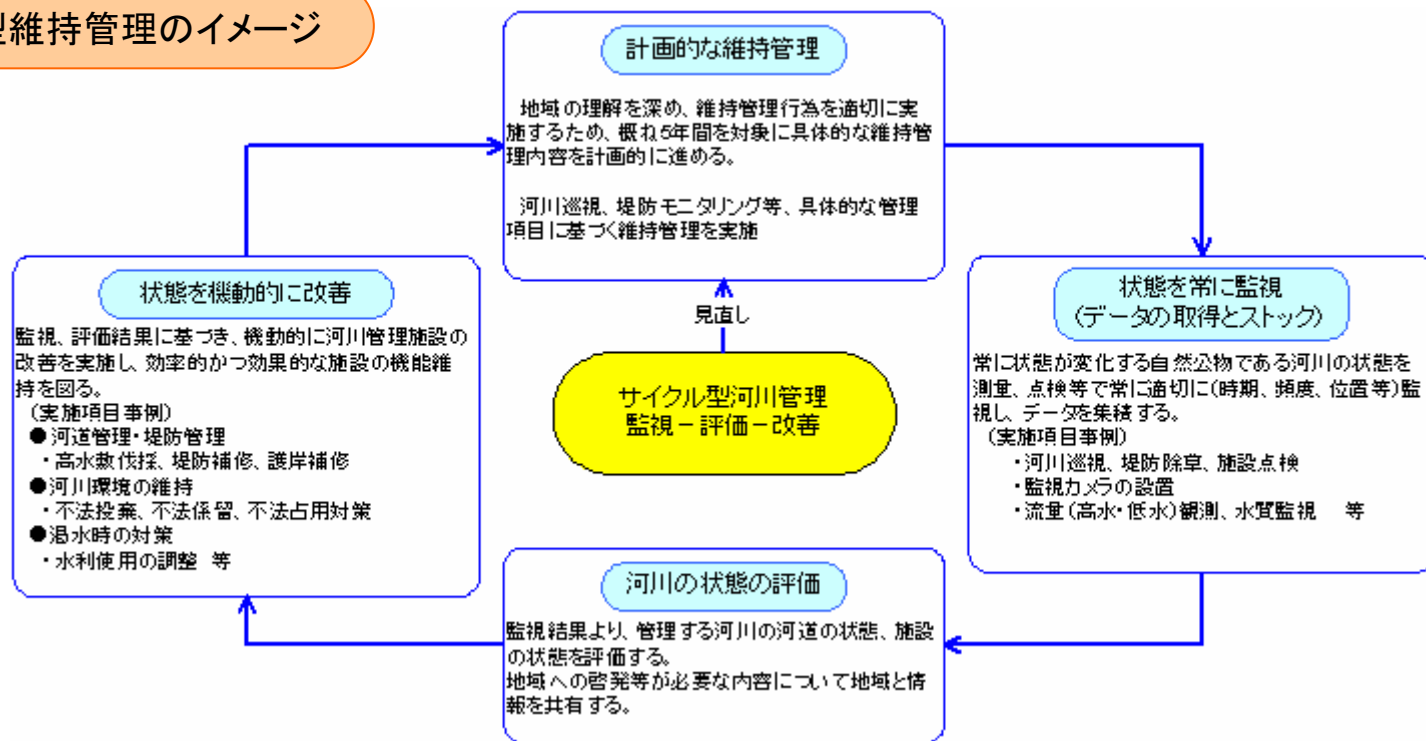


主要な整備メニュー(案)

# 維持管理の考え方(案)

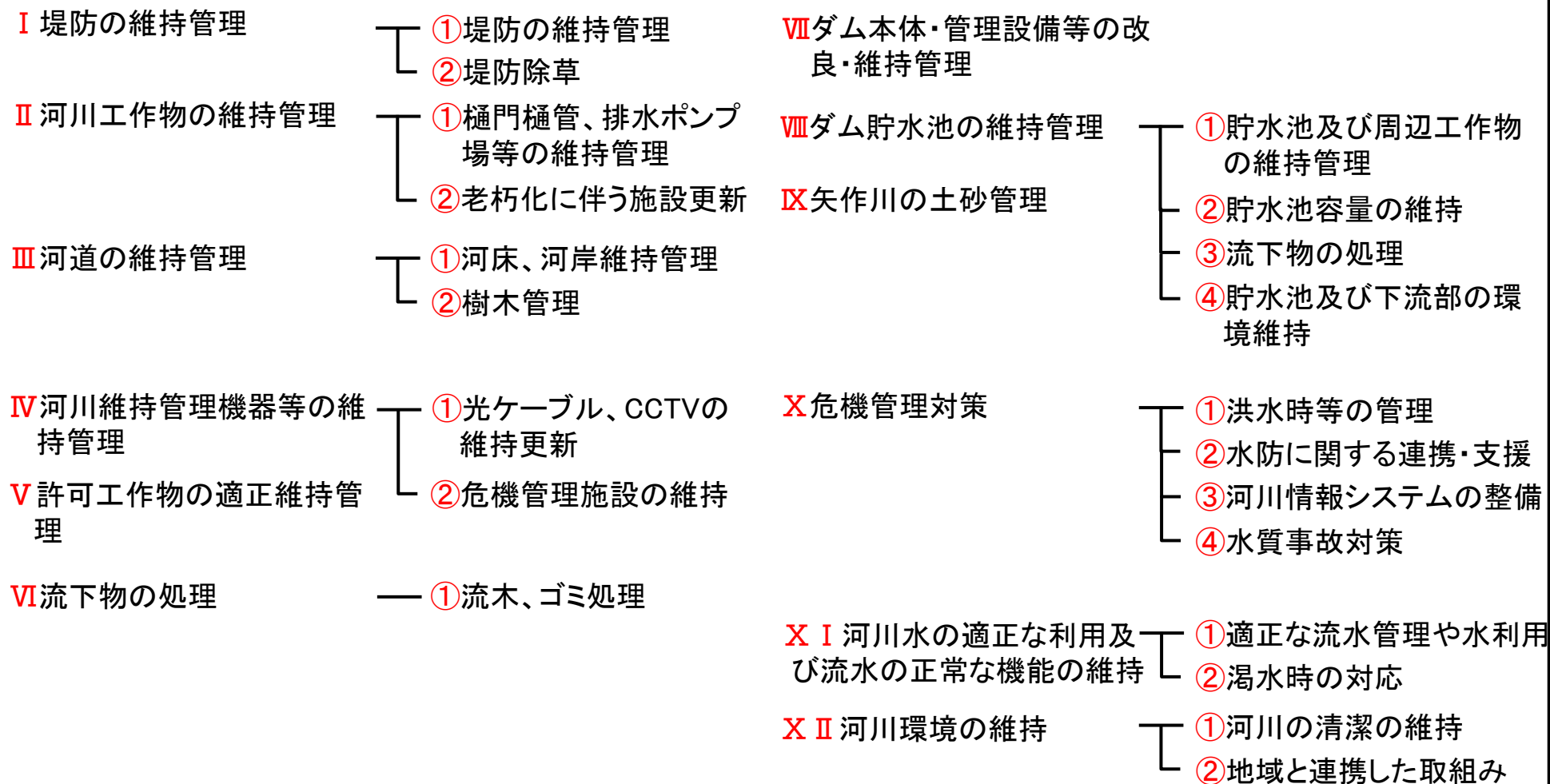


## サイクル型維持管理のイメージ



# 維持管理の主な整備メニュー(案)

## 河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)



I 堤防の維持管理

- 日常の河川巡視・点検により堤防の状況を把握し、洪水時に発生した不具合箇所の早期発見と機能の維持に努める
- 堤防の機能維持及び河川環境保全の観点から年2回の堤防除草を実施し、刈草を適正に処分する



刈草の利用状況

II 河川工作物の維持管理

- 施設の信頼性の向上と長寿命化に向けた維持・補修・更新を行う
- 維持・補修の際はコスト縮減・維持管理費抑制に努める

III 河道の維持管理

- 河道内樹木の拡大防止が必要な区間については、伐開や間伐を河川環境の保全に配慮しつつ実施する
- 流域と一体となった森林管理を推進し、流木発生を抑制を働きかける
- 堆積土砂について、掘削浚渫を河川環境に配慮しつつ実施する
- 巡視時に視程確保の支障となる樹木群について必要に応じて伐開や間伐を行う



河道内樹木(7k付近)

VII ダム本体・管理設備等の改良・維持管理

- ダム本体及びダム管理設備の保守点検を実施し、改良及び維持修繕を計画的に実施し、施設の延命化を図る
- 維持更新等は効率的・効果的な管理によりコスト縮減を図る

V 許可工作物の適正維持管理

- 許可工作物については定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者への指導及び協議を行い、対策または維持管理に努める

VI 流下物の処理

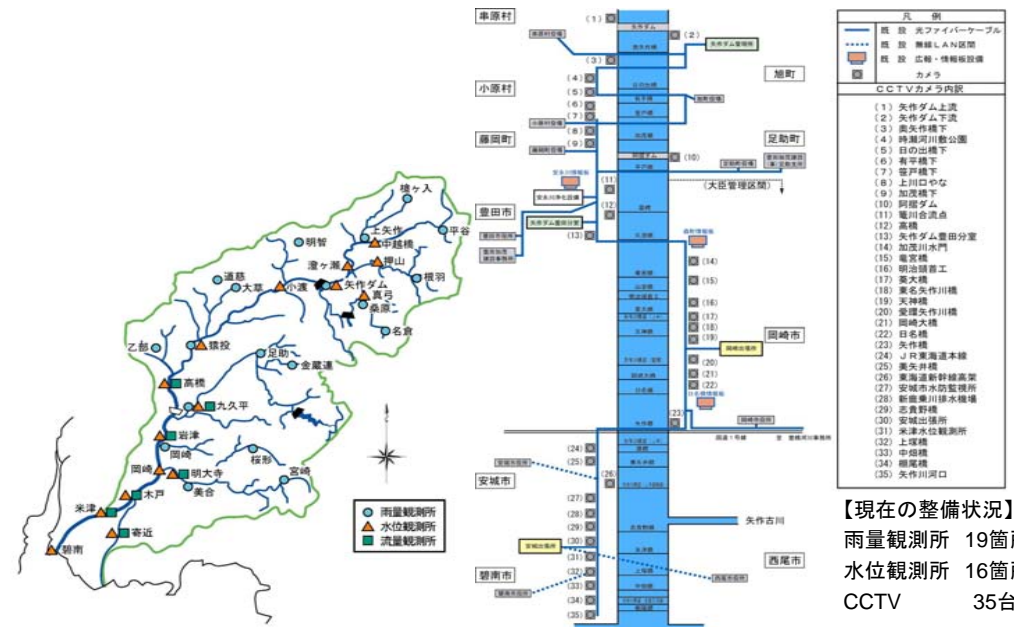
- ゴミや流草木などの流出については地域住民や関連機関と連携し、できるだけ早く処理できるように努める
- 流木の処理については関係機関と連携し、有効活用やリサイクル等の推進に努める



ダム湖の流木やゴミ

IV 河川維持管理機器等の維持管理

- 維持管理機器は、常に最適な状態で観測を行えるよう保守点検・整備を行いデータの蓄積を図る



**Ⅷ ダム貯水池の維持管理**

- 貯水池内の堆砂状況を把握し、適切に掘削を実施し有効貯水量を確保する
- 堆積土砂の有効利用を図る
- 流木等の処理は関係機関と連携し、有効資源として活用する
- 水質維持のため定期的に監視するとともに濁水や冷水対策を実施する
- ダム湖等安全管理のためパトロール等を実施する



放流施設の点検状況

堆砂対策

流木処理

**Ⅸ 矢作川の土砂管理**

- 山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策に資するため、河床材料や河床変動等といった土砂動態のモニタリングを継続実施する

**X 危機管理対策**

- 洪水予報の迅速な発表により洪水被害の未然防止及び軽減を図る
- 合同巡視、情報伝達訓練、水防訓練等の実施により水防技術の取得を図る
- 水防資材の備蓄倉庫の整備の充実を図る
- わかりやすい情報提供により防災意識の高揚を図る
- ハザードマップなどの有効利用や円滑かつ迅速な避難行動実施に向けた啓発活動を行う

**X I 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持**

- 利用実態に見合った水利権の見直しを図るとともに、農業用水の慣行水利権についても許可水利への移行を促進する
- 渇水対策時には、「矢作川水利調整協議会」により、水利使用の調整を図る
- 節水型の地域づくりに向け利水者・地域住民へ節水に関する啓発活動を実施する

**X II 河川環境の維持**

- 不法投棄については監視カメラの設置等、監視体制を強化する
- 不法係留については関係機関と連携して撤去を進める
- 不法占用については日々の河川巡視により河川区域、河川保全区域等の行為の状況を把握し、違反行為の是正・適正化を図る
- 地域と連携した取組みについては水源地域ビジョン等の行動計画や地域の団体・ボランティア等の地域づくり活動との連携を積極的に推進する



不法投棄の状況



ゴミ清掃活動



不法占用

水源地域ビジョンは、矢作川流域の住民と自治体、矢作ダム管理所が共同で実施する水源地域活性化のための活動です。平成18年3月に策定を終了し、現在、推進組織である「矢作水源フォレストランド協議会」で具体的な活動が進行中。



炭焼き体験



- 今年度の行動目標**
- 地域交流のさらなる発展を目指して、フォレストランド共通の案内看板設置、湖面利用ルールの整備、炭焼き体験等のイベントを予定しています。

主要な整備メニュー(案)

# 主な整備メニュー(案) 総括表

## 河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)

